

須恵町商工会

計画書を作った後に
承継を行った事業者へ
奨励金を給付します！

事業承継奨励金

商工会では、数年前から公的機関と協力して無料で事業承継計画を作るご支援を行っていますが計画書を作成する方が少ないのが現状です。しかし、会社の資産、人材を守り、税制面で有利に進めていくには計画書【スケジュール】をつくり承継する準備をしていくことが非常に重要です！そこで、須恵町商工会では計画書を作った後に事業承継を行った事業者へ奨励金を給付し、その取組みを応援します。

貴社にとって事業承継の課題（借入等や株の譲渡など）を専門家（診断士・税理士・弁護士）に相談しながら、事業承継計画書を作成して、円滑な承継を進めていきましょう！

奨励金10万円を給付

【流れ】



【今回の特例】

事業承継を2022年1月以降にすでに行った事業者の方へ

事業を引き継いで間もない方は事業が安定するまで不安もあるかと思います。

そこで、事業の磨き上げ計画書（利益アップ、人材育成、組織の組み立て）を商工会、専門家と一緒に作ってみませんか？計画書を完成させた方にも、事業承継奨励金を給付して「事業発展」を応援します。

申請期間

2023年6月1日(木)～2024年1月31

(予算の範囲を上回った際には、締切を早める場合があります。)

対象者

①商工会と一緒に事業承継計画書を作った方で
須恵町で2023年中に事業承継を行う事業者

②須恵町で2022年1月以降に事業承継を行った方が
2023年中に磨き上げ計画書を作成する事業者

※親族承継、従業員承継を対象としており、M&Aは除きます



対象者

次のすべての要件を満たす個人または法人(中小企業者)です。

- 1 承継する店舗や事務所の住所が須恵町であること。(自宅が須恵町以外でも可)
- 2 承継する者は、三親等内の親族または従業員に限る。(M&Aは除く)
- 3 ①商工会指導のもと事業承継計画書を作成した後、2023年中に事業承継を行った事業者。
(計画書は過去に作成したものでも有効。ただし計画期間中に承継すること)
または
②2022年1月以降に事業承継を行った後に、「磨き上げ計画書」を商工会と一緒に作成した事業者。
※磨き上げ計画書とは、承継後に事業を安定させるための利益アップ、人材育成、組織の組み立て計画書です
- 4 市町村税に滞納がないこと。
- 5 当該事業を5年以上の継続が見込まれる事業者。
- 6 この奨励金を申請した事がないこと。

※詳しくは補助事業要領をご確認ください。

申請までの流れ

①これから事業承継される方



②2022年1月以降にすでに事業承継された方



申請に必要な書類

提出書類内容	提出部数
① (様式第1)奨励金交付申請書	1部
② 事業承継に係る事業計画書	
③ 開業日・事業所が須恵町内にあることが確認できるものの写し (個人)開業届 (法人)登記簿謄本	
④ 納税証明書(市町村税に滞納がないことがわかるもの)	
⑤ 須恵町商工会会員であることがわかるもの	

申請先・問い合わせ先

811-2114 粕屋郡須恵町上須恵1167

須恵町商工会 ☎092-932-6700 メールsue@shokokai.ne.jp

詳しい内容は、須恵町商工会までお問合せ下さい。

